

那珂市議会 産業建設常任委員会記録

招集日時 令和7年6月18日(水) 午前10時
招集場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 寺門 勲 副委員長 小宅 清史
委員 大和田和男 委員 笹島 猛
委員 遠藤 実 委員 福田耕四郎
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 木野 広宣 事務局長 会沢 義範
次長 萩野谷智通 次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明 財政課長 照沼 克美
財政課長補佐 郡司 智弘 建設部長 高塚 佳一
土木課長 川崎 慶樹 土木課長補佐 綿引 秀晃
土木課長補佐 吉村 勉 上水道部長 金野 公則
水道課長 矢崎 忠 水道課長補佐 飯田 健一

陳情の説明のため出席した者

遠藤 秀男

会議に付した事件

- (1) 議案第44号 那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第45号 令和7年度那珂市一般会計補正予算(第1号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第47号 市道路線の認定について
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 陳情第4号 道の駅建設計画に関する市民説明会の充実と計画の透明性確保を求める陳情について
…不採択すべきもの
- (5) その他
 - ・道の駅の運営についての調査検証について
 - ・議員と語ろう会について
 - ・台南市訪問について

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

委員長 本日は、産業建設常任委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会前にご連絡いたします。

本日も換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名でございます。欠席委員はございません。定足数に達しておりますので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。

昨日に引き続き今日も気温が上がっております。委員の皆様には体調管理を十分気をつけていただきますようお願いいたします。

本日は、議案が3件、また、陳情が1件でございます。寺門委員長の下、慎重な審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。産業建設常任委員会のご参集、お疲れさまでございます。

今、議長からお話ありましたように、本日は警戒アラートは出ておりませんが、暑さ指数31以上ということで、原則、運動は中止というレベルだそうです。ご注意のほどよろしくお願いしたいと思います。

本日提出しております議案は、条例関係が1件、補正予算関係1件、その他1件の3件でございます。慎重なご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、サイドブックに掲載した会議次第のとおりでございます。

初めに、議案第45号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の照沼です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第45号をご覧ください。

議案第45号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳出になります。

7款土木費、1項道路橋りょう費、2目道路維持費346万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

遠藤委員 これはどこの箇所と、どういう事故ですか。

土木課長 お答えします。

場所としましては、ホームマック、菅谷にありますホームセンターの外周付近の南側の圃場整備をしている田んぼの外周道路のところになります。

内容としましては、砂利道のところだったんですけれども、そこに側溝が敷設してありまして、そこに鉄製の蓋、縞鋼板と呼ばれるものが設置してありまして、そちらのほうに不安定に設置してあったところ、その上を車が通行して、車の下部の損傷と、あと相手方が負傷したという形のものになります。

ちなみに今回の議案第46号のほうで提出させていただいている案件になります。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ほかになければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時06分）

再開（午前10時07分）

委員長 再開いたします。

続きまして、議案第44号 那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並

びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

水道課長 水道課長の矢崎です。本日は3名出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第44号についてご説明いたします。

議案第44号 那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について。

それでは、添付資料の説明資料について説明いたします。

12ページをお開きください。

1、提案理由になります。

令和7年4月1日に施行された水道法施行令及び水道法施工基準の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準が改正されたため、同資格に関する改正を行うものです。

改正概要としては、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に必要な学歴及び学科要件の追加並びに実務経験年数の見直しを行うため、本条例の全部を改正するものです。

2、改正の内容になります。

(1) 布設工事監督者の資格要件である学歴、学科要件及び実務経験年数については、表1のとおりに変更します。この布設工事監督者は、水道法第12条において、水道事業者は水道布設工事を自ら施行し、その職員を指名し、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならないと明記されていることから、資格要件を満たす職員を配置するものであります。

主な変更点については、学科要件において、衛生工学、または水道工学、それ以外の工学の要件が土木工学科、またはこれに相当する課程と1つにまとめられたことと、機械工学科、電気工学科、またはこれに相当する課程が追加されました。

13ページになります。

表の上から4番目の学歴・学科要件以外の国家資格である1級土木施工管理技士が追加されました。

なお、実務経験については、現行では必要な技術上の実務経験年数は、水道に関する実務経験のみとしています。本改正により、実務経験年数の少なくとも半分は水道に関する実務経験を必要とし、残りの実務経験年数には工業水道、下水道、道路及び河川分野における実務経験についても算入可能といたします。

続きまして、(2) 水道技術管理者の資格要件である学歴・学科要件及び実務経験年数等については表2のとおりに変更します。

この水道技術管理者とは、水道法第19条、水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者1人を置かなければならないと明記されていることから、資格要件を満たす職員を配置するものであります。

主な変更点については、本改正により、布設工事監督者と水道技術管理者の実務経験の要件が異なることから、布設工事監督者の資格を有する者の項目は削除となり、学科要件においては、土木工学科、またこれに相当する課程が新たに追加されました。

14ページになります。

表の下から2つ目、学歴・学科要件以外の国家資格である1級土木施工管理技士が追加されました。

なお、実務経験については、布設工事監督者と異なり、本改正後も現行どおり技術上の実務経験年数は、全て水道に関する実務経験を必要とします。

続きまして、5ページに戻ります。

新旧対照表になります。

布設工事監督者の資格、第3条が該当になります。

8ページになります。

ページ中ほどの水道技術管理者の資格、第4条が該当になります。

11ページになります。

那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の改正の概要になります。

改正の理由については、提案理由のとおりなので省略いたします。

本則等、改正条文第1条から第4条の見出しと改正の概要については表記のとおりになります。

改正条例附則。

附則、施行期日、この条例は、公布の日から施行します。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 何かちょっと分かりづらいんですけども、これ一般的には1級土木管理者、2級とあって持っていれば、資格を持っていれば大丈夫かなと思うんですけども。

水道課長 お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、国家資格を持っていれば、布設工事監督者及び技術管理者になれるんですけども、なかなか職員で、採用時点でそういう資格を持っている方がいらっしゃいませんので、国のほうの改正としましては、あくまでも水道の水理、あとは水道の水質関係ですか、その辺の勉強がまずできた者が半分と。残り半分は技術系の職員として、道路工事、土木工事をした者に関してはまた半分で、両方合わせて3年たてば布設工事監督者と認めますよということで、国の施策になっています。

笹島委員 実務経験3年以上あれば、それと相對するという感じ、そういう感じになるわけですか、そうすると。

水道課長 お答えいたします。

以前の法律上は、全部、水道の技術がなければ駄目だよということがあったんですけども、やはり今現時点、全国的にも技術者不足と、あとは人が少ないと、そういうことがありまして、3年じゃなくても、残り半分は道路工事とか土木工事をやっていたらいいんじゃないかということで、国の法律がちょっと軽くなったということで、本市においても、今現在、職員がやっぱりまだ3年たたない者もいるんですけども、この法律が、条例が改正されれば、2名ほどの職員が追加されるということで、本市としてはちょっといいのかなと思います。

笹島委員 人材不足というあれかな。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時15分)

再開(午前10時16分)

委員長 再開いたします。

続きまして、議案第47号 市道路線の認定についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

土木課長 土木課長の川崎です。ほか3名が出席しております。よろしく申し上げます。

それでは、議案第47号をご覧ください。

市道路線の認定について説明させていただきます。

道路法第8条第2項の規定により、市道路線を別紙のとおり認定したいので、議会の議決を求めます。

今回の認定路線については1路線となっております。

整理番号1、路線番号8-3163、起点、那珂市飯田字高野宮6418番地先、終点、那珂市飯田字島の内6367番地先。

提案理由としましては、道路法第8条第1項の規定により、道路の認定をするため、議

会の議決を求めるものです。

次のページをご覧ください。

認定路線の参考資料になります。

路線の幅員、延長等が記載されております。

次のページをお開きください。

路線の位置図になります。

場所としましては、主要地方道那珂インター線と都市計画道路、菅谷飯田線の飯田押敷交差点の西側の部分になります。丸印が起点、矢印が終点になります。

次のページをご覧ください。

路線の地番図になります。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

遠藤委員 これ場所を見ると、いわゆるこれからの建設予定の道の駅の周回道路なんですか。

土木課長 そのとおりです。建設予定の道の駅の外周道路になります。

遠藤委員 これは、今こういう道路があるんでしたっけ。

土木課長 現在は道路がないので、道の駅の整備に合わせて外周道路を整備するという形です。

遠藤委員 今までの手法だと、道路があって、それを市道に認定するというのが多いと思うんですが、今はまだ何も道路もできていなくて田んぼであるところに市道を認定しろということなんですか。

土木課長 やり方としてはそういう形になります。今回あくまで認定のほうを今の段階でやるというのは、この道の駅のほう、事業が進んでいくと思うんですけども、その中で買収のほうが進んでいく中で、道の駅については、その事業認定という形を取って、そうすると、地権者の方には税法上の控除のほうを受けられるんですけども、外周道路というのは、やっぱりその事業認定に係らないという形なんで、あくまで道路法上の道路という形で認定を行いまして、そうなると地権者の方にも税法上の控除が受けられるという形になるので、事前に道路として認定するものです。

遠藤委員 あまりちょっと聞いたことがないので、今ない道路を認定するというのは。大体そもそも道路って目に見えているものをね、これからこれを市道として認定せよというのであれば分かるんですけども、今これ現地行ったら、田んぼそのままじゃないですか。どこにどう市道があるんだよって、僕ら見えないですよ。見えないのに、ここを市道が通るから認定しろというのはちょっと無理な話じゃないかと思うんですけども。そもそもこの道路は幾らかけて造るんですか。

土木課長 すみません、その金額についてなんですけれども、うちのほうも担当課じゃないんで、まだ聞いていないと。多分、道の駅整備課のほうでも現在積算している途中だと思

うんですけれども。そういう形です。

遠藤委員 これはいわゆる道の駅ができるから造る道路であって、今、何も道路として見えていない。どういう道路か分からない。それを認定しろという。でも、それ幾らぐらいかかる、どういう道路なのか聞いても、担当課じゃないから説明できない。じゃこれ後で担当課来るんだろうから、そこで説明聞けばいいのかな。幾らなんだと、この市道は幾らで造るんだと。

ちなみに、後で担当課に聞きますけれども、30億円ぐらいの建設費と聞いています。それ以外にかかるお金だと見ていいんですか、これって。

土木課長 その辺については、ちょっとなかなか難しいところではあるんですけれども、土木課のほうとしても全体でこのぐらいのお金になるよというのはまだ聞いていないというのが現状なんで。すみません、この場ではお答えできないかと思います。

笹島委員 これあれですか、市民が使う道路じゃないわけ、誰が使うんですか、これ。

土木課長 基本的には、これで道の駅ができますよという形になった場合には、当然、隣接する土地にアクセスするための道路、また、道の駅に行く方が利用するような道路ということになります。

以上です。

笹島委員 私が言いたいのは、市民が使う道路を造ってほしいですよ、利用するという。道の駅じゃないんですよ、市民なんですよ。そういうところはどうなんですか。まずそれをはっきりさせてもらわないと、何でわざわざ田んぼの中にこんな造るのかと、誰がここ通るのかなと思って。イノシシか熊かが通るのかなと思って、ごめんなさい。

土木課長 あくまで外周道路という形にはなってくるんですけれども、要はそこに隣接している土地というのがございますので、そちらに入るための進入道路というのがメインになっております。当然、道の駅ができれば、そちらに来た方も利用するかとは思いますが、市民全体が使えるような道路という形です。

笹島委員 私それを言ってほしいんですよ。道の駅のためにあれだというと、いや、じゃその人のためだって。市民のためだと思ったら、なぜかという我々の税金で造るわけですから、私も使いたいんですよ、道の駅へ行かなくてもね。ですから、そういう道路にしてほしいんですよ。ですから、それどうですか、合致していますか、その話に。

土木課長 そのとおりでございます。市民の皆様が使える道路ということになります。

大和田委員 ちょっと道の駅の話であれなんですけれども、これ認定のその順序というのは、これ認定をして、それから例えば農振の除外とかそういったふうに進めていく感じですか。

土木課長 このタイミングでなぜ認定という形かと思うんですけれども、あくまで買収に入るということが前提となってくる事業なんですけれども、要は買収に入る中で、先ほどもお話ありましたけれども、田んぼの中の買収で、税法上の控除というのはなかなか受け

られないような状態なんで、あくまでこの認定というのは、道路の位置を確定するという形で、道路がこのぐらいの位置にできますよというのを確定したものを前提に税法上の控除を受けるために、今後、税務署と協議をしていくんですけれども。そのために今のタイミングで認定をするという形です。

大和田委員 今、道路がないところに道路というのを、今から測量だのなんだのって始めてから認定という感じなんですね、それでよろしいんですね。

それで、先ほどあったけれども、道路が外周でできますという中で、多分このバードラインとくつつかるところですとか、側道とくつつかるところの信号機がどうかあると思うんですけれども、それ以外に近隣の住民が必要な道路、もしかしたら交差点とか4車線になって不便になったりするところがある、それ以外に、その認定をこれから取ろうとしているようなところはないのかな。どうなんでしょう。

土木課長 今回、新たに新設道路という形で認定道路を増やすということはないんですけれども、今後、道の駅ができるという形で、信号ができましたという形になれば、例えば飯田線のほうが4車線化されますんで、横断する場所がないよということで、その交差点の反対側の道路の整備とか、その辺についても併せて検討しているところです。

大和田委員 併せて検討しているという感じ、できれば全体像が見えたほうが、住民が多分、不安になっていると思うので。そこら辺、よろしくお願いします。

遠藤委員 だから、今まだ現地は何もないので、測量して、筆界を特定していくわけじゃないですか。その測量の段階で、これ幅員書いてあるけれども、そうじゃないことだってあり得ますよね。だから、今提案している数字と違うものが実際に道路として出てきたときには、あることだって当然あり得ますよ。今ある道路を市道として認定するなら、これは分かる。今ないものに、ここはこうなる予定ですから市道として認定してくださいというのは、ちょっとあまり聞いたことがない。そもそもできるんですか、そういう手法があるんですか、ちょっと確認します。

土木課長 説明させていただきます。

新設道路という形ですと、どの路線についても、例えば都市計画道路なんかも計画してあると思うんですけれども、もうあの道路についても何十年も前から道路認定というのとはかかっております。先ほどの話があったように、今認定しても、実際出来上がった道路の幅員というのは多少変わってくところがあるので、そういった場合の手続として、今後、道路法上の道路として供用開始するまでには、この間に、途中に、区域決定という告示のほうを行います。その区域決定というのは、出来上がった道路に対して、幅員等、延長等を再度確認しまして、区域決定を行い、その後に供用開始という手続を取るような形になります。

以上です。

遠藤委員 手法はあるということではありますが、ちょっとなかなか市民の理解も得られづら

いと思うし、僕もちょっとまだ落とし込めないですね。ないんでね。だから、そこらのところというのはどうなんでしょうという感じはしますが、一応そういうご答弁としては承ります。

福田委員 既存である8-0973の路線がありますね。これは買収はどこまでするんですか。

土木課長 買収のほうに関してなんですけれども、道の駅ができる位置がこのぐらいだということで予定されておりますんで、今この図面上に線が書いてある位置がほぼほぼ近い位置ということになります。それで、その隣接にあります8-0973号線というのは、このまま残ってくるような形になります。

福田委員 よくこれ分からないんだけど、買収はどこまでするんだらうね。この8-0973までが、ここまでが買収するの。それとも、今度新しく8-3163という路線、ここまでが買収なんですか。

土木課長 買収についてはあまりちょっと詳しいことはあれなんですけれども、一応この道路に関して、あとはこの西側に水路のほうが付替えてできてきます。ですので、この8-0973号線というのが残ったまま、その脇に水路ができて、その脇に外周道路というような形になるかと思えます。

福田委員 ということは、この今言った8-0973までが買収の予定、そして、その内側に8-3163を造る。その外側に、今言った排水関係を造るということであれば、この8-0973というのは、これは既存の路線があるわけですよ。これ使うことできないの。ということは、これを使うとすれば、今度の道の駅の予定地の内側に排水路を造らなくちゃならないから、そういう意味なの。ちょっとこれはあまり例のないような手法というか、何か理解できないね、これは。理解し難い。いかがですか、これ。

土木課長 買収の位置的なものは、正直、土木課のほうで決めているところではないので、何とも言えないところかとは思いますが、あくまで先ほどのような仕上がりのほうは、福田委員おっしゃるとおり、8-0973号線があって、その脇に外周に水路があって、その脇に道の駅本体の外周道路ができるという形で聞いているところです。

福田委員 これ新たに8-3163という路線を造って、それでこれどれぐらいの距離なのかな。これ既存の農道でしょう。農道との、これ距離はどれぐらい、何メートルぐらいなんですか。

土木課長 実際は水路というものを付け替えて造るんですけれども、こちらの水路って、菅谷飯田線、バードラインのほうを整備した中の排水路もずっと流れていきますので、幅員的にはかなり広い水路になるので、今ある8-0973号線にほぼほぼ接するような形で進んでいきます、予定です。

委員長 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時33分）

再開（午前10時39分）

委員長 再開いたします。

土木課長 それでは、先ほどの件について再度説明させていただきます。

先ほどの答弁の中で、私のほうでさせていただいた8-0973号線のところとの関係性ということになるんですけれども、あくまで8-0973号線というのは、農家の方が使う耕作用道路という位置づけで、これはそのまま残していくと。そのすぐ脇まで土地が当然あるんですけれども、それは今回の買収の中に含めております。その耕作用道路の脇に、先ほどお話しした排水路のほうができるような形になります。排水路については、どうしても敷高が低くて、直接、田面、畑と比べると大分高低差がありますので、そこから直接外周道路から乗り入れするというのはやはり難しくなりますので、そこについては排水路を残して、全体的に排水路のほうで6メートルぐらいになってしまいます。両側に法面があってという広い排水路になりますので、そこから隣接の農地に入るのは、やはり難しいという形になりますので、今後の耕作者のためを考えて、脇の道路はそのまま残すという形になっております。

福田委員 ということは、今の説明は理解できますけれども、そうすると、この既存の8-0973から、今度申請のあった8-3163の間というのはどれぐらいの、これはメーターでどれぐらいあるんですか。

土木課長 全体でいいますと6メーターぐらいになります。真ん中に水路の構造物が入りまして、これが1メーター50ぐらいの幅なんですけれども、前後に法面ができてきますので、要は低い位置になります。それを合わせて全体で6メーターぐらいが水路の用地という形です。

福田委員 ということは、この道の駅が将来できるということで、この道路、今度の申請のあった8-3163、これが何ていうんだろう、敷地で、例えばフェンスをかけるとか、何かそういう防護柵というものはあるわけでしょう。この8-3163のところにもそういう設備をするということですか。

土木課長 そのとおりです。高低差もございますので、そちらについては転落防止柵ということで考えております。

遠藤委員 これ手法としてね、まだ目に見えていないんで、道路を造ってから認定と、通常どおりのね。そういう形はできないんですか。

土木課長 すみません、先ほどもお話ししたところなんですけれども、先に認定をしておかないと、買収になった場合の地権者のほうの税法上の優遇が受けられないという形になってしまうんです。そのための認定になります。

遠藤委員 時期の問題で、これ今回の6月定例会でやらないと間に合わないんですか。

土木課長 これから用地交渉に入っていくということなので、事前に認定という。要は、用地交渉に入る前に税務署協議というのが必要になってきます。そのために認定ということになります。

笹島委員 用地買収は、全体的な道の駅は今やっているところでしょう。そうすると、併せてこれもやるという、そういう意味に捉えていいんですか。そうすると、今言った税法上、優遇策が取れるって、どういう優遇が取れるんですか、それは。

土木課長 譲渡所得に関してなんですけれども、そちらのほうが今回、道路のほうが認定になれば、5,000万円まで控除されるよという形になります。

笹島委員 不動産取得税云々の話で、それは今年あれすれば来年来るということで、それ誰でもあれで、例えば、来年取得すれば再来年ということで、一つも優遇にも何もなっていないんですけれども、我々市民でもなんでも、住民は当たり前のことをやっているんですけれども、それが優遇というんですか。

土木課長 所得税に関しての優遇措置が受けられるということなんで。要は、一般の売買ですと当然税金のほうがかかるんですけれども、あくまで公共事業のほうに協力しているということで、そちらが5,000万円まで控除の対象になるよということですよ。

委員長 ほかにごぎいませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ごぎいませんか。

副委員長 今いろいろ意見が出ましたように、まだ何もできていないところに道を認定するところには、いろいろあるかと思うんですけれども、やはり地権者の不利益になってしまうというようなことを考えれば、今ここで認定しておかないといけないのではないかなというふうに思います。

以上です。

遠藤委員 私は反対の立場から討論します。

やっぱりこれはまだまだね、道の駅計画そのものに関してもいろんな考え方もあるしということで、当然、交渉に入っていくというのは、それは分かります。ただ、やっぱり市民感情的にも、市民目線から見ても、この場で認定するのはまだちょっと早いなというふうに思います。交渉の中でいろんなものが決まってきた、そういったところからでも僕は十分間に合うんだらうというふうに思いますので、僕はちょっとこの認定には反対いたします。

委員長 ほかにごぎいませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 なければ、これより議案第47号を挙手により採決いたします。

議案第47号に賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手多数と認め、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託された執行部提出案件の審議は全て終了いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は退席をお願いいたします。

休憩（午前10時47分）

再開（午前10時49分）

委員長 再開いたします。

ここでマスコミの方が取材に入っておりますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、陳情第4号 道の駅建設計画に関する市民説明会の充実と計画の透明性確保を求める陳情について審議を行いたいと思います。

この件については、陳情提出者から内容説明の申出がありましたので、ご説明をいただいた後、内容について審査を行う形といたします。

それでは、陳情内容の説明をお願いいたします。

説明については、簡潔に5分程度でお願いいたします。

陳情提出者 陳情書、既にお手元にあると思いますので、読み上げませんが、私、申し遅れました、平野台団地に住んでおります遠藤と申します。

陳情事項は3つございます。

1つ目が数字的根拠の明示と説明でございます。私なりに調査した情報とかデータの数値を使って意見を述べさせていただきます。

これですね、3月に策定されました道の駅の基本設計なんですけれども、これに収支計画書が記載してございます。その中で農産物直売所の売上げが4.8億円、売上総利益は1億3,440万円と想定するというふうに記載してございます。専門書に掲載されております農産物直売所に関する論文がございまして。それを見ますと、売場面積397平米で販売金額が2から3億円になるというふうに記載してございます。これは販売金額ですので、売上げはもうちょっと安くなるんですけども、基本計画では、直売所の面積が385平米ですから、そこで4.8億円ということ想定しているんですね。ですからこの論文の倍の売上げを想定しているということになります。

地元のデータが2つございます。1つはJA常陸のレポートがあるんですけども、これは本当に今年出たようなレポートですけども、直売所は18個あるんですね。そこで記載されていますのは、事業総利益が1億2,148万円と書いてございます。ですから、この基本計画は、このJA常陸の全ての直売所売上げの合計よりも高いんですね。そういったものを見込んでいるということになります。

あと、お膝元のデータがあるんです。令和3年3月に、まさに那珂市が策定いたしました那珂市インターチェンジ周辺地域のまちづくり方針というのがあります。そこにふれあいファームよしのとんがりはっこの販売金額がちゃんと記載されているんですよ。それを見ますと、とんがりはっこのほうが販売金額が高いんですけども、1億円ちょ

っとなんですよね。ここは狭いので、基本計画の385平米に比例して広げますと、売上げはせいぜい2億5,000万円ぐらいなんです。ですから、基本計画は地元のデータの倍を想定しているということになります。首をかしげざるを得ないということです。

次に、カフェの話に移ります。

これは営業利益率に着目しますけれども、12.0%と記載されております。厚労省の資料によりますと、喫茶店とかカフェの営業利益率の平均というのは2.8%なんですよね。これはデータが古くて、平成25年のデータなんですけれども。去年のデータも見ましたが、別のところが調査したものですけれども、マイナス10%以上という赤字なんですよね。そういった中で、カフェは基本計画では14.0%という驚異的な数字を上げているわけです。首をこれはかしげざるを得ないです。

次に、フードコートです。

これも営業利益率は12.2%なんです。残念ながらフードコートのデータは私見つけられなかったんですけれども、参考として、ファミレスが高くても4%です。赤字のところもありまして、ファストフードチェーンは6.4%ですので、この14.2%が本当に大丈夫なのというところですよ。

売上別に見てきたわけなんですけれども、基本計画のこの、そうすると、売上げ9.6億円、営業利益7,000万円というのは私は非常に疑問に思うということになるわけです。道の駅常陸大宮が、純利益ですけれども、それが大体1,000万円ですよ。常陸太田市の場合は数十万円程度です。もう赤字が出てしまうわけです。純利益ですから、営業利益はもうちょっと高くなると思うんですけれども、その基本計画の営業利益の7,000万円というのは常陸大宮の数倍を想定している可能性があるわけです。

実はこれとは別の話なんですけれども、全国の道の駅の売上額の調査結果がございます。それを見ますと5億円を超えるというのは道の駅は少ないです。平均は2億4,000万円ぐらいなんです。ですから、基本計画の想定を受け入れることは難しいですね。何でこんな過大な想定になっているのかと私なりに考えてみましたけれども、やっぱり利用者数の想定が、ちょっと私には疑問なんです。基本計画では95万人です。

私、パブリックコメントに、意見を出したんですが、回答は、平日の利用者数は1,260人と回答しています、そのある前提の下にですね。私も後で計算してみたんですけれども、その前提の下での計算は正しいんですが、問題はその後でして、じゃこれは足元商圈のうち、20分商圈の全世帯を考えますと、1日平均が0.023回になるよ、つまり43世帯のうち1世帯が利用になるので、実現は可能だと回答してきました。これは私はちょっとおかしいかなど。はっきりいって間違っていますよ、この回答は。なぜかといいますと、この20分商圈を平均化しているんですよ。

委員長 申し訳ございません。そろそろ時間がまいりますので、説明を終了させて、お願いしたいと思います。

陳情提出者 まだあります。

委員長 簡潔に5分程度ということで当初申し上げましたので……

陳情提出者 少し延びるかもしれませんが申し上げております。

(「もうちょっとやって」と呼ぶ声あり)

陳情提出者 20分商圈を平均化しているんですけども、めったに来ないんですが、10分なら利用回数というのは上がりますね、考えていないんですね。そうすると、さっきの0.023回というのが数字が上がるといふふうに思います。道の駅の来場者数というのは平均すると30万人には欠けますよね、すごいものと。

あと、これはぜひ言いたいのが売場面積なんですけど、突然数値が出てくるんですよ、基本計画でね。令和5年の3月の基本計画の利用面積から変更しているんですけども、変更理由の説明がなくて不透明なんです。売場面積の根拠がないというのは、基本計画としてはこれは片手落ちだろうというふうに思います。もう5%なんです、全体として営業利益率は。この今まさに優良企業となりますので、この数字、根拠を明示して説明してほしいと。売場面積については全くデータがございませんので、追加でやってくださいということです。

説明会の開催ですけれども、1月に2回ございましたけれども、やっぱり積極的な姿勢が見えないですよ、回覧板による開催通知もありませんでしたので途中打ち切りでやっていたということなんで、丁寧に説明してほしいなというのは私だけじゃないと。拒む理由は私はないだろうというふうに思います。

最近の広報なかの中で、道の駅が掲載されていましたが、市長メッセージがございまして、ぜひ関心を持っていただき、みんなで作っていきたくてお願いしているのですが、市長は、関心を持ってもらうためにもっとプッシュ型で説明してもらわないと、関心を持ってない。ですので、説明会を地域ごとに開催して、市長メッセージに答えていただきたいと。

最後に3つ目ですけれども、事業が破綻すれば、そのツケは市民が払いますので、事業開始は慎重であってほしいと。ましてや現状想定甘い可能性が濃厚ですので、なおさらです。甘くないと、甘くないというんでしたら、ちゃんとその数字的な根拠を示していただきたいということです。

市民には多くの意見があります。幸いなことに私はこのような機会を与えていただきましたけれども、多くの意見がありますので、説明会を開いて皆さんの意見を聞いて、現実的な計画の見直し、再検討が必要だといふふうに思います。

以上3点を強く求めます。時間が延びて申し訳ありませんでした。

委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑ございませんか。

笹島委員 ごめんなさい、遠藤さん、今、収支計画というのをあれしたんですけども、遠藤

さんの趣旨というのは収支計画じゃないですよ。説明会をしてもらって、何回かやって、もう少しやっていただいて、そのときに収支計画も併せて説明してくれと、そうですよね。

陳情提出者 そうです。基本計画の収支計画書が私から見ると数値的な根拠が不十分ですから、それも含めてきちんと説明してほしいということです。

笹島委員 そうですね。収支計画書というのはホームページで見れば分かりますから。

陳情提出者 今現状の収支計画はもちろん見れます。

笹島委員 見れますよね。そうすると、それにやっぱり問いただきたいわけですよね。少しちょっと机上のプランで水増ししているんじゃないかとかっていう、そういうことですか。

陳情提出者 そういうことですね。

笹島委員 ですから、結論からいって、説明会をもう何回もやっていただいて、そして最終的には、その今言っていた見直しとか再検討をしていただきたいという、こういう結論ですか。

陳情提出者 そうです。地域ごとに説明会を開いていただきたいということです。

笹島委員 分かりました。

委員長 ほかにございませんか。

遠藤委員 この道の駅の整備の説明会に関しては、我々議会のこの常任委員会でも去年の12月に要望書を市に出しております、4点出しております。その中で、この道の駅の目的を明確にして、採算性、持続性をエビデンスを示して市民の不安を解消すること、市民の不安を解消することということで、我々常任委員会は市に要望しているんですね、12月議会に。その後で1月に市から説明会が1日2会場あったということではあります。やっぱり市民の不安を解消していかないといけないと我々常任委員会も思って市に要望は出したわけです。その結果がどうなのかなというのは、やっぱり我々議会は市民の代表でありますから、そこらは注視して見ていかなきゃいけないんですけれども。この2会場での説明で市民の不安が解消されたかどうかという部分でいうと、これは、遠藤さんの観点からするとどうですか。

陳情提出者 私も出席しましたが、そこで初めて私、正直いって問題意識を持ったんですよ。話を聞いていて、何か説明が足りないんじゃないかと。数値的にどうも納得できないということで、その後で私なりにいろいろ調べまして、今日のような数字を見つけまして、これはやっぱり想定が甘いんじゃないかというふうに思うに至りました。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。陳情提出者は退室をお願いいたします。

休憩（午前11時01分）

再開（午前11時02分）

委員長 再開いたします。

これより各委員より意見を伺います。

意見がございましたらお願いいたします。

笹島委員 先ほど遠藤委員が言っていたとおり、12月19日、今年のね。常任委員会で道の駅整備に関する要望書を出しましたよね。そのときの一番大事なところを、ちょっと読み上げますね。市民に対して市民説明会を継続的に丁寧に、さらにそのアンケート、パブコメですね、これはもう実施しましたので、市民の道の駅に対する認識を確認することということですよね。ですから今、遠藤さんが来られて不十分だということだと思ふんですよね。そうじゃなきゃ来ないわけですからね、この要望書ってね。我々もこれを継続しなきゃいけないと、ですよ。常任委員会からもね。

要するに2回しかやらないと。我々は継続的にね、各コミセンごとにやってほしいと出したはずですよ、出してない。でも、継続的というのは、長くやっていただきたいというけれども、たった2回で終わってしまったわけでしょう。裏切られたんですよ、やはり我々は執行部にね。それでよろしいですか。そうじゃない、そうですか。

そうすると、まだまだ今言った陳情者が不十分だということは、我々もやっぱり不十分だと、私はそう感じるんでね。やはり継続してやってもらいたいということで、この陳情には賛成いたします。

大和田委員 説明会の話が出ましたので、説明会の話を見せていただきたいなと思ふんですけれども、この委員会でも要望を上げ、中央公民館とらぼーで説明会があったということで、それが足りないというのであれば、足りないというご意見もあるのかもしれませんが、我々議員も、何ていうんでしょう、執行部に説明会を求めるばかりではなく、我々議員もいろいろな市民の声を聞いて調査し、そして議論を重ね、この道の駅に関しても様々な市民に報告をしてきた。それが議会の在り方であり、議員の在り方だと思っておりますので、今回の3月の定例会でも議決をいたしました。本当に賛否分かれた中で、本当に何ていうんでしょう、おなか痛めながらもね、賛否を決めた議員もいるところだと思ふます。そういった中で、今回の予算が通ったということで、十分だったかといえば、十分じゃなかったかもしれませんが、これからの道の駅の在り方というのも、説明するのには議会の責任もあるのかなど。そして、これから予算が通った中では、これから出された収支計画をどこまで近づけていけるのかというのをしっかりと議論をしていかなければならないのかなと思ふます。

そして、この陳情書を見ますと、状況を踏まえ、計画の見直し、再検討を行うということなんですけれども、計画の見直し、再検討がちょっとありきみたいところもあるので、そうではなくて、中身をどうしていくのかというのを今後、この産業建設でも議論しなければならないですし、今度、調査事項にも第三者の意見を聞くということで、そ

ういったエビデンスレベルを上げていきながらしていくというのは、もうこの委員会の中でも確約しましたので、陳情としては採択するような案件ではないのかなと私は思います。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

遠藤委員 まず、先ほど笹島委員が話されたとおり、昨年12月、僕ら全員全会一致で市に要望を出しました。それに関しての1項目は、市民の理解を得るために市民説明会を丁寧に行うこと。丁寧に行うことというふうな文言が入っているんですよ。それを決める前に、この常任委員会でいろんな議論があって、それは例えばまちづくり委員会が8地区あるから、地区ごとでやるべきだ、いや、ふれセンだって5か所、6か所あるんだからやるべきだ、そういう議論もありました。そういった意味の中で丁寧に行うことというのは、これ1番目の項目としてやったんですね。

丁寧に行ったかどうかという検証が必要だと思います。つまり1日2会場で足りるか。僕は足りないと思っているし、あとは、午前中の中央公民館、午後のらぼーる両方行きました。一番後ろのほうで見えていましたが、始まってから1時間半でぴしゃっと終わりました。何人も、まだまだ言いたいよって手を挙げている方がいるにもかかわらず、ぴしゃっと1時間半で、午後も午後も終わりました。その後の会場の方の話を聞くと、何だよ、途中で切っちゃって、ずっと手挙げてたのにという声を何人からも聞きました。これは丁寧に行ったのであろうかということであると、私はそう思わない。

この3番目の項目で我々の出した内容は、市民の不安を解消することなんですが、これが本当に今のこの時点で解消されていますかということであると、私はいろんな市民の声を直接聞いておりますから、当然、賛否両方あります。けれども、不安はまだまだ解消されていないだろうと私個人は思います。なので、もっともっと説明会は各地において、また継続的にやるべきだろうというふうに思いますので、それに関しては、こういう見解でありますけれども。

あともう一点、言いたいことは、今までの説明会、あと2点ですね。説明会で出てきた意見、あとはパブコメで出てきた意見、これに関して市の執行部は、これを精査をして取り入れるべきは取り入れていくというふうな、これは私の一般質問でもそういうことを答弁しているわけです。市民の声として、これは賛否関係なくいろんな意見ありました。だから、そういったものを取り入れた上で、市は今どういうふうを考えているんだよ、考えた結果、こうしたよ、こういったものを経過の説明の段階では必要だろうと思う。だから、1月の段階での説明と、いろんな市民の声を聞いた上で、今、市がこういうことを考えていますという説明もやっぱり必要だろうと思う。

例えば少子化に対応して、子育て世帯に向けての子供を遊ばせる施設になるんだという説明があるけれども、今の基本計画の予算では、遊具の予算、1個も入っていない。外で遊ぶ遊具がないので、これは子供が遊べる施設に本当になるんですかと、執行部にち

よっと聞いたときには、それは今後は入れる予定だということになると、予算もまた変わってくる。だから、やっぱり段階段階で説明する必要はあるだろうと思っている。

あともう一点でいうと、ちょっとこの間も一般質問の答弁で執行部の内容がちょっと違ってきているところがありまして、これに関しては、今まで説明した内容と実際、今の市の見解がちょっと違っていている部分を説明してほしいなと私なんかは思います。どこかという、利用者数95万人の考え方です。我々がずっと聞いてきたのは、あの目の前の全面交通量と立ち寄り率と乗車率を掛け合わせると、あの敷地に入ってくるのが全部で95万人ですという話を聞いていました。ただ、僕なんかは一般質問で、全員があそこに入ってきて、全員が1,005円の買物をして9.6億円の売上げなのは、それは全員は無理でしょうという話をしてきたけれども、この間の一般質問の答弁では、レジ通過者が95万人だという話になっているので、これはまさしく95万人が入ってきて、全部がレジで買物をするということから出ているんでしょうが、一方でほかの道の駅の関連でいうと、レジ通過者の1.4倍がその敷地に入ってくるんだというふうな計算を今しているという答弁があったんですよ。

ということは、全部入ってきた人の中の1.4倍、逆に割り返すと7割しかレジ通過しない。1回入ってきた人の7割しかレジ通過しないというふうな答弁をこの間されたんです。7割だとすると、95万人のうちの0.7掛けると7億円もいかないんですね、売上げが。そうなってくると、このそもそもの根本の考え方が違ってきていて、やっぱり9.6億円売るからこうだよ、いろいろ計算をしているけれども、そもそもそこが違うと6.7億円の売上げしかないとなると、いろいろと考え方が違ってくるから、そこらのところも含めてね、現状の確認も含めて、説明会はまだまだ開いていただいて、市民の不安もそもそも解消されていないと思うから、やったほうがいいんだろうというふうに私のほうは思いますので、この陳情に関しては当然採択をして、市民と協働の在り方でしっかり進んでいただくべきだろうというふうに思っています。

以上です。

委員長 ほかにごぎいませんか。

副委員長 この陳情で、道の駅の収支に関するご不安がある。ほかの道の駅も利益が出ていないじゃないかというようなお話だと思えますけれども、そもそも道の駅が利益を出す、そして税金を払うということはなるべく圧縮したくなるというのが普通の考えだと思うんです。例えば1億円利益が出ていたとしても、丸々利益を1億円計上する会社はないですよ。特に道の駅の場合、利益を出してもしょうがないんで、そこはなるべく人件費に回したりですとか、商用に回したりですとか、もしくは外部の積立てに回すとか、そういったことでどんどん利益を圧縮していつているというようなことがありますので、一概に道の駅が全部利益が出ていないというわけではないという考えをまず申し上げたいと思います。

それから、先ほどから12月に、確かに産業建設常任委員会から意見書のほうを出させていただきまして、それで市民説明会をやってほしいと、そして収支計画も出してほしいと。その時点では今のような収支計画は出ていなかった段階で、市民説明会もまだやっていない段階でした。それでその後、1月には執行部のほうで収支計画も出していただき、市民説明会もやっていただいたという中で、これは間接民主主義ですので、今、私たちはこの産業建設常任委員会で、調査事項として道の駅の運営についてということでやっている内容、まさにこれからやろうとしている内容、そして執行部の進捗を随時監視していく、チェックしていくという機能は私たちが負うものであって、今の段階ではまだ執行部に説明会を開けというような段階ではないのかなと思います。これがもうちょっと事業が進んできてね、今こういうのができますよ、こういうふうになりますよというような形になってくれば、また執行部のほうの説明もあるかと思います。

それから、考慮して計画の見直し、再検討というのもありますけれども、まさにこれをチェックするのが議会でありまして、私たち産業建設常任委員会がそれを負っておりますので、今ここの陳情で見直し、再検討というのはちょっと認められないなというのが私の考えです。

以上です。

委員長 ご静粛にお願いいたします。

笹島委員 私も前から言っているんだけど、説明会はね、やり過ぎても全然もう構わないわけですよ。今の時点でも説明会、来月も説明会、再来月も説明会。30億円も使うんだからとことんね、今言っていた道の駅を造る原資はどこから来ていると思いますか、税金ですよ。皆さんのポケットマネーじゃないんだから、ですから、そういうことをちゃんと念頭に入れていただいて、ちゃんとやはり説明会はもうとことんやる。もう何度も何度も、もういいから、もう来なくていいから、説明しなくてもいいからと言われるまでやると。私はそれほどやらなきゃ、もう本当に市民は納得しないと思いますよ。

副委員長 その市民説明会の義務というのは議員も負っていると思うんですね。だから、私も市政報告会では、道の駅の件に関しまして報告させていただいておりますし、執行部だけに求めるんじゃなく、私たち議員も市民のもとに行って、そういう報告会を開くということも必要なことだと思います。

遠藤委員 私も当然、市民説明会やっています。3月議会の後は市内8か所やっていますよ。やって、それで直接、市民の声をお聞きしています。ほとんどがね、やっぱり不安ですよ。ほとんどが不安に感じている、僕はそう聞いているから。当然ね、賛成の声も聞いている。ただ、不安の声もたくさん聞いているからね、僕は。だから、そういった声を僕は議会で発言しているわけです。当然、議会だって説明する責任はある。これはね、何の説明の責任かという、市の事業の進捗の説明の責任じゃない。議決の説明の責任なんだよ、議員は。そこは執行部と議会の役割間違えないでね。僕らは議決をした、何

でこの議決をしたんだという議員は市民に説明をする責任があるわけですよ。議決の説明の責任があるわけ。ただ、執行部は、この道の駅はこういうふうに進めたいんですよという説明の責任は、行政はこれ負っているわけ。これは違うからね、行政と議会の役割は。議員が負うべき責任は、議決、私はこれに何でこれに賛成したのか、何で反対したのか。この説明の責任を我々は議員は一人一人負っているから、僕は市民説明会で、何で反対したのか、反対討論までして、今これを認められないというのは、僕は説明をしたわけ。そうすると、そうだねという声はほとんどだったわけですよ。ただ、僕は道の駅そのものに反対しているわけじゃないけれども、いろんな今まだ分からないところがたくさんあるから、今ここでやることはどうかということで話をしたわけであって、言ってみれば、市民はまだまだ説明会が足りない、よく分からないって言っているんですよ。よく分からないって言っている、僕の声はね。皆さんは分からない。市民説明会も要らない、もう全部完璧に道の駅の構想は分かったよという声を皆さんたくさん聞いているんだしたら、そうおっしゃってください。ただ、僕はそれ足りないという声たくさん聞いているから、市民の代弁者として、今この陳情はそのとおりだから、当然採択すべきだと僕は思っているから、そういう話をしたまでですね。

副委員長 すみません、遠藤委員ちょっとお聞きしたいんですけども、この3番目の計画の見直し、再検討も含め、この陳情は採択すべきだという考えでよろしいんですか。

遠藤委員 そういう考えです。というのは、先ほども言いました。見直し、再検討というのは、例えばですよ、市民説明会でいろんな声が上がっていたじゃないですか。パブコメも281件のパブコメ、いろんなのが上がっていたじゃないですか。もっとこうしてほしい、ああしてほしいというのがありましたよね。例えばトイレなんかは歩いて遠いところにあるんだよ。だから、これは賛成、反対、道の駅賛成、反対じゃなくても、造るならもっと近くにトイレ造ってほしいとか、そういう声も出ていたわけですよ。それに関して、じゃどういうふうにしようか再検討ですね、これこそね。やるかどうかは別として再検討。場合によっては、お金のつけ方がまた違う、やっぱり見直しも含めますよね。これというのは、即座にやる、やらないというよりも、もう少し市民の声を聞いて、どうしようかな、こうしようかな、これは見直し、再検討ですから、それはやってくださいという話だし、それは市もいろんな市民の声を聞いて取り入れるものは取り入れるよと言っていたのは、見直しに再検討して取り入れるものは取り入れるよという意味ですから。当然ながら見直しに再検討は当然していただきたいということです。これは道の駅をやるにしたって、当然今のままでいいかどうか。もうちょっとこうすればいいんじゃないか、ああすればいいんじゃないかというものが見直し、再検討ですから、当然するべきだなと私は思っています。

副委員長 そういうマクロな提案をしていくのがまさに議会じゃないかと思うんですけども、市民の代弁者として、それは議会が、この委員会が果たしていくべき役割なんじゃない

かなというふうに私は考えます。

陳情で、陳情者に先ほどそこまではお聞きしなかったですけども、計画の見直し、再検討というのは、そういうマクロなところでいいのか、ごめんなさい、マクロじゃない、ミクロなところですね。ミクロなところでいいのかというのはちょっとこの文章だけでは分からないですけども、そういったところをやっぱり議会の中でいろいろと検討していくべき事案だと思っております。

福田委員 議論はあるかと思うんですけども、私はこの陳情事項の1番の根拠ということで、来客数、あるいはこの売上げ、収支計画、これは我々に提示された、コンサルが出したものがありましたね。これは説明会のときには資料として出していないですか。これは出してもいいんじゃないですかね。出していないから、今回の提出者である遠藤さんは、これが欲しいんじゃないですか。そういう資料が。

(「ホームページで見ている。」と呼ぶ声あり)

福田委員 見ていれば、この資料のこの明示はしているわけでしょう。していれば、別にこの1番の項目というのはいかがなものかな。コンサルが出したやつでしょう。だから、資料は明示しているわけだからね。別にこれ問題ないんじゃないのかな。それとね、それと今もいろいろ議論がありますけれども、この計画の見直し、あるいは再検討というのはね、私は角度を変えて申し上げます。おとといの茨城新聞にも大きく報道されましたけれども、今、時期的にこの物価の高騰、建設資材の高騰、こういう時期に果たして、この時期が適切なのか。こういう検討というのが大事じゃないですか。やるやらないとかということよりは、今のこの高騰の、いろいろな入札ありますけれども、建物にしても不調に終わっているところが結構ありますよ。そういう時期に、果たしてこの時期が適切なのか、こういう検討もしていただきたい。私はそういうふうに思います。以前の問題ですね。

以上です。

遠藤委員 我々議会はね、執行部のチェック、もしくは提案の機関なんで、陳情の事項というのは、この数値的な根拠の資料を明示して丁寧な説明を行っていただきたいということで、これはこの数値的な根拠、あの当日の資料では細かいものまでは出ていなかったんです。ただ、マクロの数字は出ていたんですよ、95万人、1,005円、9.6億円と、それは出ていたんです。ただ、それにそもそもちょっと皆さん同じ考えばかりじゃない人もいるから、もうちょっと質疑応答して説明をしてほしいと、そういうことなんだろうと思う。

あと2番目の説明会は、地域ごとに丁寧に開催をして、その質疑応答や意見交換の場を十分に設けるって、これはまさしくそのとおり。笹島委員も言っている、そのとおりですよ。

3の状況を踏まえて市民の意見を考慮して、計画の見直し、再検討を行う。これはやっ

ぱりやるやらないは別としたって、今いろんな意見は出ているわけだから、これは市として当然、見直し、再検討を行っていく必要が当然あると思いますよ。だから、そういったことをやってくださいねということ自体は当然問題はないし、プラスアルファで、そうはいったって、市ばかり検討してもらえばいいだけだから、議会としての今回、正副委員長の仕事によって、そういう我々も我々の観点での専門家の意見も聴取して、我々もちょっと検討しましょうということで二元代表制をしっかりとやっていこうという流れになっていると思いますから、僕らも僕らでやる。ただ、市にもちゃんとこれはやってほしいということは全く両立できる話でありますので。これはこれで当然、これをあまり否定すると逆におかしなことにもなるかなと思いますから、これはこれで当然要望はしつつ、我々も我々でしっかりと勉強して、専門性を高めて、市をもっともっと一段、二段上げたレベルでのチェックを進めていこうということで僕はいいと思いますよ

笹島委員 先ほど福田委員が言っていたんですけれども、確かにさっき言った収支計画ね、遠藤陳情者が言っていましたよね。我々のほうの言っていたものが、来客予想が95万人、これ何回も言っていますよね。それから、売上げが9億6,000万円、利益が7,000万円で、実際、常陸大宮市、それから常陸太田市、笠間市、ちょっと私も一般質問でこれ述べましたよね。もう一回私言いますけれども、常陸大宮市が利益が998万円、7,000万円じゃないですよ。常陸太田市、これ13万円。それから笠間市、あの有名な笠間市、2,400万円。これぐらいの実態だと思うんですよね。なのに、その実態からかけ離れていくことをやっている。

もう一つ、これから今言っていた景気がよくなるどころじゃないじゃないですか。今、人件費が上がる、それから今言っていた資材が上がる。いろんなところで入札が今、バツになっているわけでしょう、いろんな公共事業が、今、福田委員が言っているとおりね。それをこれからやろうとして、これから、今言っていた諸物価が上がってきているところに、もう悪いですよ、チャンスじゃないですよ、逆に言えば。何でこんな時期にやるのかって、私は根本にそれ持っているんです。もう反対、賛成なんて、何で今頃やるんだっていう。一旦、やっぱり見直し、撤退というのは大事じゃないか。

それで、これ遠藤さんがこの計画見直し、再検討というのは、小さい、さっき言っていたマクロじゃなくてミクロの話かもしれない。私はマクロの話をしたい。こんな時期にこんなことやるのかと。いろんなところで、東京の中野サンプラザ、あれもね、中止になっちゃいましたよね、逆に言えばね。そういう時代なんですよ。ですから、もう少しやっぱり我々議員も一緒になって見直そうという気持ちにならないと、何もかもイケイケドンドンの時代じゃないんじゃないの、今は何かそんな、ちょっと冷静になりましょうよという、すみません。

大和田委員 先ほどね、利益の話で副委員長も言ったんですけれども、7,000万円はやっぱり

計上はしないと思いますよ。やっぱり売上げが上がったら基金に積み込むのか、それは給料で渡すのか、それは分からないですけれども、多分ほかの道の駅もそのようにして利益の圧縮はしていると思いますし、先ほどの不調になる、福田委員も、もちろんね、物価高の中で、やっぱり大きな事業というのはなかなか理解も得られないというものもあるかと思うんですけれども、見方を変えれば、何ていうんでしょう、これから先、本当に人口減少していく中で、もう最後のチャンスかもしれないという可能性もあるし。そういうのを考えていけば、経済波及効果も含めて、考えていかなきゃならない。ただちょっと陳情とはまた別の話になってしまいますので。これからやっぱり市へもね、説明会だけじゃなくても、市報に載せるのもありますし、議会でも議会広報の中でもなかなか道の駅を取りざたされてはいないような気がします。そういったのも産業建設の常任委員会から提案して行って、やっぱり議決は、こんなふうになって行って議決になりましたよという報告もしっかりと議会としてもしていかなければならないのかと思います。以上です。

遠藤委員 やっぱり今、説明会をやる必要性ですよ。説明会をやる必要性。それっていうのは、今までも出てきた経過もありますけれども、市民の中で、本当に逆に言うと、この30億円で済むのというところもあるわけですよ。まさしく物価高騰の折だから、それはもう僕らも去年から言っていたじゃないですか、これが35億円なのか40億円なのか、膨れちゃうんじゃないかというのもあるんだけど、それプラスアルファで、さっきもちょっと話が出た周回道路、あの道路だって、道の駅ができるから造る道路なんですよ。当然、それ以外にかかるお金なんですよ。言ってみれば、あとは藤森先生に払う、この間の一般質問の答弁、あれは前からの答弁あったけれども、総工費の2%から3%はかかるわけですよ。3%だったら、下手したら1億円ぐらいかかるわけですよ。それっていうのは30億円に入っていないんですよ。だから、30億円プラスアルファで藤森先生に払う1億円ぐらいになるか分からないけれども、プラス周回道路のお金もそうでしょう。あと、この間出てきた資料だと、三セクへ払う指定管理料も払うわけですよ。これも検討委員会でこれから検討していくということで、数字すら見せてもらっていないんですが、いわゆる30億円だけじゃないんだ。始まるに当たって、もっとももっともかかってくるんだと思うんですよ。それは市民の不安があるから、これはこれぐらい実際造るには、あれ30億円って道の駅のあるその面積のところだけでかかるお金だから。それプラスアルファでどんどんまだ上増ししていくんですよ、もう見えているから、そこらが。

そこもやっぱり市が、新たに1月の段階と違うんですと説明しなきゃいけないと思う。だから、説明する必要性はそこらにあると思う。なので、説明会は、あの2回やったから終わりだよしなんていうことはとてもなく、どんどん状況が変わり、市民のニーズも変わり、あと実際、状況も変わっている。どんどんプラスアルファしていく部分があるから、そこもちゃんと説明してもらった上でやるなら、理解をもらってやるというふ

うにやっていっていただきたいなと思うわけです。

笹島委員 ちょっと隠れたあれがあるんですね、要するに4車線化ね。これは皆さん、道の駅ばかり上がって、4車線化で約30億円ですよ。

委員長 笹島委員、この陳情に対しての審議になっていますんで。

笹島委員 そうですか。

委員長 すみません。ありがとうございます。

以上で意見交換を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。反対討論からお願いいたします。

副委員長 すみません、今いろいろ意見が出たように、説明会等、またそういう機会があれば、そういうこともあるかと思うんですが、今現状で説明会を行って、その根拠を示してというようなところの段階ではないのかなというふうに思います。

先ほどから話がありましたように、それを監視していく、見守っていくというのが私たち議員の務めでございますので、陳情という形ではなく、この産業建設常任委員会の調査事項としてしっかりやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

笹島委員 賛成の討論なんですけれども、やはり今言っていた来客予想、売上げ、収支、これも陳情者の遠藤さんが言われたとおり、非常に、先ほど何度も言っている水増しされている、実態と違うということに対して、これは精査すべきと。1点。

それから、説明会、これはもう本当に1日2回ということで、私も先ほど言った、何度も何度も何度も説明会をして、市民に理解を得て行って、もう来なくてもいいからと言われるまで説明会をしなければいけない。これはこういうのを踏まえて3番目の市民の意見を考慮して、ある程度その計画を見直すところは見直す。大きな見直しじゃないですよ。少しずつその小さな、ミクロ的な見直しをしたりとか、再検討。再検討というのは、こここのところのプレイゾーンが、先ほど言った遊具施設が必要じゃないかということ、そういうことを市民の方が言ってくれるかもしれませんから、そういういろんなアイデアをもらえるものはやっぱり説明会で質疑応答して、執行部とか我々も吸収しなければいけない。そして、もしも造るとなると、よりよい道の駅ができるんじゃないか。造らなきゃ造らなくても結構ですけども、どちらにしろやっぱり市民の声が一番大事じゃないかというのを私思っ、そういう意味で、これには採択の賛成意見です。

遠藤委員 僕も賛成の立場から討論です。

この問題は、実は道の駅賛成、反対の話じゃないですから。これ市民がもっと説明してくださいっておっしゃっているだけです。だから、これはね、どっちかという市民協働の在り方を問われているんだと私は思っている。だから、市民不在のまま、これだけ30億円、30億円どころじゃ本当はないんだね。40億円かどうか分からないけれども、

それはもう言ってみればもうこの人口減少社会で、いわゆる生産年齢人口も減っている、税収もこれから分からない、そういう時代に入って行く中で、こういう大きい箱物行政をやっていいかどうかの話。当然、メリットはあるわけ。ただ、デメリットもあるわけ。それは、市民の間でもっと議論があるべきだと思っていて、それには、まだまちを歩くと分からないという人、またもしくはこの問題知らないという人も多いんですよね。

そういった意味では、知らないうちに進んじゃった、建っちゃった、それで閑古鳥が鳴いたでは困るので、しっかり皆さん分かった上で、議論もした上で進めていくという市民協働の在り方が問われているので、それがまだ足りないよという声が出ているわけだから、議会としてはですよ、我々は市民の代表なんで、議会としては市に、足りないよだからもう少しやりましょうねということは当然ながら必要な話だと思いますので、これは当然採択の方向で僕は意見を表明したいと思います。

以上です。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより陳情第4号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

陳情第4号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手少数と認め、陳情第4号は不採択すべきものと決定いたしました。

以上で陳情第4号の審議を終わります。

続きまして、調査事項、道の駅の運営についての調査検証についてを議題といたします。

道の駅の収支計画の分析を勝山氏にお願いをしております。結果がまとまりました。つきましては、7月4日午前10時から委員会を開催し、勝山氏からの報告と意見交換を行いますので、よろしくお願いいたします。

また、2回目の議員と語ろう会を水戸農業高校の生徒たちと行います。日時は、7月1日午後1時30分から全員協議会室で予定をしております。

7月1日が議員と語ろう会、7月4日が勝山氏の報告と意見交換を行います。

以上でございます。

続きまして、台南市訪問についてを協議いたします。

10月16日から21日の中で3泊4日で予定をしております。産業建設常任委員会からの出席者2名を選出いたします。台南市訪問の参加を希望される方は、挙手にてお願いをしたいと思います。大和田委員は国際交流のほうでということですので伺っております。

(希望者挙手)

委員長 委員長の意見を言わせてもらってよろしいですか。委員長としましては、年長者の

方に行っていただければと。

当委員会からの出席者は、福田委員と笹島委員といたします。

それでは、本日の議題は全て終了いたしました。

以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会（午前11時41分）

令和7年8月21日

那珂市議会 産業建設常任委員会委員長 寺門 勲